

第65回

桐生市発明考案展覧会

開催要領

会期

令和5年9月16日(土)～9月17日(日)

午前10時～午後4時

会場

桐生商工会議所会館 6階

主催

桐生商工会議所・桐生発明協会

後援・協賛

(公社)発明協会
群馬県
桐生市
桐生市議会
桐生機械工業連合会
桐生労働基準協会
桐生ロータリークラブ
桐生西ロータリークラブ

桐生市教育委員会
桐生市立中学校長会
桐生市立小学校長会
桐生商店連盟協同組合
群馬大学理工学部
桐生市PTA連絡協議会
㈱桐生タイムス社
(一社)群馬県発明協会

第65回 桐生市発明考案展覧会

すぐれた発明考案は、科学技術振興の鍵であり、小さな思いつき工夫であっても大きな力となって私たちの社会に、そして産業の発展に貢献するものであります。

そこで、児童、生徒および業界や一般の方々の発明考案品を募集し、これを一堂に展示、公開して発明意欲の向上と、科学技術の振興を図るため、本展を開催いたしますので、この機会に優れた作品を多数寄せられますようご案内申しあげます。

◆ 一般の部

1. 応募資格

- (1) 桐生市に住所又は居住を有する一般人（性別、年齢を問わない）の発明考案品の個人出品並びに特別出品
- (2) 桐生市に住所又は事業所を有する会社、工場並びに商店などの考案又は新製品の出品。
- (3) 桐生市に住所又は事業所を有する会社、工場等の推薦する職域発明の出品。

2. 出品物

出品物は、現品または見本、ひな型（特別の場合は図面でも可）で、次の条件の一つを具備するもの。

- (1) 特許又は実用新案出願中のもの（出願の控えを提出）
- (2) 有益な新製品又は新作品
- (3) 事業所推薦の職域における発明考案品。

3. 参考出品（審査外）

実施化されている発明、考案製品、およびその資料。

◆ 学校の部

1. 応募資格

- (1) 桐生市内の小、中、高校及び大学生。
- (2) 桐生市内の学校教職員。

2. 出品物

出品物は、現品または見本、ひな型（特別の場合は図面でも可）で、児童、生徒、学生、教職員の創作品であること。また、各学校では展覧会に出品予定の思いつき工作物について、なるべく学校作品展を行って下さい。（各学校 60 点以内の出品にてお願い致します。）

- (1) 自由課題 例え家庭用品、玩具など改良工夫、その他危険防止に役立つ工夫等々。

出品申込

出品申込書を、所定の申込用紙に記入の上、**9月1日(金)午後4時まで**に、
桐生市錦町3-1-25 **桐生商工会議所2階工業課**まで持参又は送付して下さい。

作品の搬入・搬出

【搬入】

9月14日(木)午前9時より正午まで。(桐生商工会議所会館6階 ケービックI)

(出品物は、作品毎に説明書を添付して発明展会場まで持参して下さい。また、所定の日時に搬入できない場合は出品物の対象とされませんので予めご留意下さい。)

【搬出】

9月17日(日)午後4時より午後5時まで。(桐生商工会議所会館6階 ケービックI)

審査

1. 主催者側の委嘱した学識経験者および協会関係役員により参考出品以外の作品審査を行います。なお、出品物は図面作品よりも現品又は見本、ひな型を優先します。
2. 審査日時 **9月15日(金)午前10時00分から**を予定
3. 審査会場 桐生商工会議所会館 6階 ケービックI

表彰

1. 審査のうえ優秀なものには賞状ならびに賞品を授与いたします。また、優秀発明賞等特選作品は県展および全国展に推薦をいたします。(一般の場合は本人の希望によります。)
2. 入賞者に授与する賞の予定は下記の通りです。
 - (1) **優秀発明賞** 群馬県知事奨励賞以下主催・協賛団体長賞 18点
 - (2) **佳作** 若干名
 - (3) **努力賞** 若干名
 - (4) **参加賞** 桐生展参加者に対し贈呈
 - (5) **団体賞** 小・中・高校および大学の個人参加成績に応じて贈ります。
 - (6) **連続入選賞** 上位入選優秀発明賞に3回以上入選された方(義務教育在学中の方に限ります。学校側から推薦して下さい。)
 - (7) **森喜作賞** 上位六賞中、実用的な作品に対して授与されます。(カップは持ち回り1年間)

表彰式

令和5年11月3日(金・祝)午前10時30分より、桐生商工会議所会館 6階 ケービックI IIにおいて挙行いたします。

- | | |
|---------------|--|
| 出品上の注意 | <ol style="list-style-type: none">1. 出品に要する費用のうち、出品料は無料ですが、作品の搬入、搬出費用は出品者の負担とします。2. 出品物の陳列、装飾は主催者側で行いますが、特別の装飾並びに装置は出品者の負担とします。3. 出品物の実演を希望するものは、あらかじめ主催者の承認を得ていただきます。4. 出品物は主催者側において可能な限りの保管に努めますが、火災等不可抗力による損害に対してはその責に任じません。 |
|---------------|--|

無料特許発明相談のご案内

専門の弁理士による無料特許発明相談会を、奇数月 第3金曜日 13:30～15:30
桐生商工会議所会館2階の相談室で行っていますので、ご利用下さい。

◆ 桐生市発明考案展覧会事務局 ◆

桐生市錦町 3-1-25
桐生商工会議所工業課
電話(0277)45-1201
FAX (0277)45-1206